

大注目！

日高市職員募集案内（10月採用試験）
令和8年10月1日付採用



募集職種

- A 事務職（公務員経験者採用）
- B 事務職（アルムナイ採用）
- C 事務職（建築）
- D 事務職（土木）
- E 事務職（福祉）
- F 事務職（電気）



詳細はこちら！

日程

【受付期間】 7月1日（水）～7月28日（火）

1 募集職種・受験資格・採用予定人数等

【採用予定人数は全職種あわせて10人程度です】

募集職種	受験資格	主な職務内容
事務職 (公務員経験者採用)	・昭和62年4月2日以降に生まれた人 ・正規職員として公務員経験期間が <u>5年以上</u> ある人 ※休業・休職期間除く	一般事務等に 従事する
事務職 (アルムナイ採用)	・昭和52年4月2日以降に生まれた人 ・日高市正規職員として在職期間が <u>3年以上</u> ある人	
事務職 (建築)	・昭和62年4月2日以降に生まれた人 ・1級又は2級建築士の免許を有する人	建築事務等に 従事する
事務職 (土木)	・昭和62年4月2日以降に生まれた人 ・1級土木施工管理技士の技術検定に合格している人	土木事務等に 従事する
事務職 (福祉)	・昭和62年4月2日以降に生まれた人 ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人	福祉事務等に 従事する
事務職 (電気)	・平成4年4月2日以降に生まれた人 ・第3種電気主任技術者免許を有する又は1級若しくは2級電気工事施工管理技士の技術検定に合格している人	電気事務等に 従事する

注1 次のいずれかに該当する人は受験できません

- (1) 令和8年度に実施した試験（早期試験）に申込した人
- (2) 日本国籍を有しない人
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・日高市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

注2 同時期に実施中の「日高市職員採用試験（統一試験）」との併願は可能ですが、当試験に合格した時点で統一試験の選考は終了となります

注3 試験当日に風邪症状がある人には、受験をお断りさせていただく場合がございますが、再試験は実施しませんので、体調管理を徹底し、試験に臨まれるようお願いいたします

注4 当試験では「資格加点」は実施しません

2 試験等の詳細


試験区分 【期日】	試験種目 (会場)	内 容	対 象
第1次 【7月29日(水)～ 8月6日(木)】	S P I 3	基本的な性格特徴等を測定する択一試験を行います(性格検査)	全受験者
第1次 【8月6日(木)】	人物試験 (日高市役所)	人物について、個別面接による試験を行います	
第2次 【8月19日(水)】	人物試験 (日高市役所)	人物について、個別面接による試験を行います	第1次合格者
健康診断 (市内医療機関)		職務遂行に必要な健康度を有するか検査を行います	第2次合格者 【最終合格者】

※合格から採用まで※

- (1) 最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿(有効期限は登載から1年間)に登載され、欠員状況等に応じ逐次採用されるため、名簿登載者が全て採用されるとは限りません
- (2) 提出書類に虚偽があった場合や採用日に勤務できない場合は、採用候補者名簿から削除されます

3 申込手続、提出書類等

申込受付(電子申請に限る)

期 間	7月1日(水) 午前0時から 7月28日(火) 午後11時59分まで	
申込方法	https://apply.e-tumo.jp/city-hidaka-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=121620 上記アドレスか右記の二次元コードからアクセスして申込を行ってください	

◆ 注意事項 ◆

- 理由を問わず、申込内容の不備等で不受理となっても、当市は責任を負いません
- 申込期間終了後、性格検査受験のメールを送付しますので必ず受験してください
 受験されない場合は辞退したとみなし、理由を問わず不合格とします
 また、7月30日(木)までにメールが届かない場合は、総務課人事厚生担当まで必ずご連絡ください
 ※申込時に入力されたメールアドレス宛に「受験依頼メール」を送信しますので、迷惑メールの設定など再度必ずご確認ください
- 障がいがあり、受験に当たり配慮が必要な場合は事前に申し出てください
- 第1次試験時に提出する書類一覧(採用試験のみで使用し、書類は一切お返ししません)
 ①卒業証明書 ②成績証明書
 ※①②ともに、最高学歴のもので、1年以内に発行した原本を提出してください
 学校側の保存期間経過等で発行できない場合は、その旨の証明書を提出してください
 ③【建築、土木、福祉、電気】受験資格で必要とされている免許・資格証の原本と写し

4 給 与

(1) 給 与 職員の給与に関する条例、規則等により支給されます

ア 新規学卒者

イ 中途採用者

初任給 (月額)	大学卒	247,104円	25歳	255,632円
	短大卒	234,624円	30歳	273,312円
	高校卒	221,624円	35歳	285,376円
※給料(基本給)のほか地域手当を含んでいます			40歳	291,512円

注1 この初任給は、令和8年4月1日現在におけるもので、中途採用者の月額はおくまでも参考額です

(2) その他諸手当(令和8年4月1日現在)

上記のほか、支給要件に該当する人には、次のような諸手当が支給されます

扶養手当	子：13,000円、父母等：6,500円(月額)
住居手当	借家等：限度額28,000円(月額)
通勤手当	交通機関等利用者：実費相当額(150,000円限度) 自動車等：通勤距離2km以上で、距離に応じた額
期末・勤勉手当	1年間に給料などの4.65か月分(6月、12月支給)

日高市!!



この試験についてのお問い合わせは…

日高市役所

総務部 総務課 人事厚生担当（本庁舎2階）

住所 〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

電話 042-989-2111（内線2239）

e-mail jinji@city.hidaka.lg.jp

